

# 『医療保険制度及び年金制度に関する決議』について

≪ 令和6年2月22日開催『第219回組合会』で決議 ≫  
～全国市町村職員共済組合連合会理事長あて同日要望書提出～

本組合では、地方公務員制度の根幹となる医療保険制度及び年金制度が将来にわたり健全に維持・運営されるよう、去る2月22日に開催された『第219回組合会』において、「医療保険制度及び年金制度に関する決議(下記参照)」を全会一致で決議いたしました。

この決議は、同日、組合会議員を代表して、國分政義理事(さいたま市)、半貫芳男理事(狭山市)、太田博之理事(東松山市)、市川聡一監事(秩父市)により、全国市町村職員共済組合連合会理事長あてに提出し、関係機関への働きかけを強く要望いたしました。

今後より良い制度への改善に向けて、組合員皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。



## 医療保険制度及び年金制度に関する決議

我が国では、加速する少子高齢化により、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立が大きな課題となっている中、全世代型社会保障制度を構築するための法律が成立し、現在は、後期高齢者負担率の見直し、こども未来戦略に支援金制度創設など様々な議論が進められており、社会保障制度を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、国民医療費は増加の一途をたどっており、2025年度には国民医療費は約58兆円になると見込まれ、その約6割は65歳以上の医療費が占めている。

この高齢者医療については、すべての団塊の世代が後期高齢者に移行する2025年以降への対応を見据え体制を整えていくことが重要とされる中、75歳以上における後期高齢者支援金については、医療費の増加が見込まれることや支援金の算出方法が総報酬割とされていることから、比較的所得が高い共済組合は重い負担を強いられており、短時間勤務職員に対する地方公務員共済制度の適用範囲が拡大された影響で組合員数が大幅に増加したことに伴いなお一層の負担を強いられることが予想される。

また、前期高齢者納付金については、国民健康保険と被用者保険間における財政調整が行われることから、前期高齢者の加入率が全国平均より低い共済組合等においては更なる納付金の増加が見込まれる。現在、国において前期高齢者納付金の算出方法を現行の加入者割に加え、部分的に総報酬割の仕組みを導入することが検討されており、共済組合等の短期財政においてなお一層の負担となることが予想され、更には介護保険制度についても、介護納付金の算出方法が総報酬割であるため、組合員数の大幅な増加に伴い介護納付金も増加し共済組合短期財政への影響が懸念される。

一方、年金制度については、2024年に行われる公的年金の財政検証を踏まえて、次期年金制度改正が行われることが見込まれる。人口構造や社会経済の変化に合わせ、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長や給付水準の確保等、次期制度改正の議論が本格化することから、今後の制度改正の方向性等を注視していく必要がある。また、厚生年金の実施機関として、年金受給者の立場に立った適切な年金業務運営が求められる。

については、地方公務員共済制度の根幹である医療保険制度及び年金制度等が、給付と負担の均衡と公平性を保ちながら、将来にわたり健全に維持・運営され、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に資するため、下記事項について強く要望するものである。

### 記

#### 1 国への要望事項

- (1) 共済制度が公務員制度の一環として、年金・医療・福祉を三位一体として合理的かつ民主的に運営されていることから、この制度を引き続き堅持すること。
- (2) 医療費増嵩の抑制と、高齢者医療費の更なる増嵩が確実視される中で、高齢者医療制度への納付金、支援金の負担方法について、地方公共団体及び組合員の掛金・負担金に過度に依存することのないよう、国庫負担の拡充を図ること。
- (3) 高齢者医療制度への納付金・支援金は、各被用者保険における全体の医療給付費を勘案して上限を設けること。
- (4) 先進医療及び難病対策など生命にかかわる必要な医療は、国が積極的に補助を行うこと。
- (5) 今後も安定した年金制度運営をしていくために幅広く国民に対し、年金制度への理解と信頼を得ることが重要であることから、国はそのための施策を講じるとともに、65歳到達に伴う年金額満額支給制度は引き続き堅持すること。また、私たちの年金積立金の運用にあたっては、リスクの高い運用を避け、堅実なポートフォリオに基づいた透明性のある運用に努めること。

#### 2 全国市町村職員共済組合連合会への要望事項

- (1) 共済制度が合理的かつ民主的に運営されていることから、今後も持続的に堅持・運営できるよう関係機関へ働きかけを行うこと。
- (2) 長期給付事業の実施については、引き続き構成組合と一体となり、年金受給者へのサービス向上を第一に年金業務の確実な実施に努めること。
- (3) 年金資金運用については、長期的視点に立った安全で効率的な資金運用に努めること。

以上、決議する。  
令和6年2月22日

埼玉県市町村職員共済組合  
第219回組合会